

興味をひかれても、契約は慌てないで慎重に

(1) 脱毛エステのウェブサイトを見て出向いた店舗で、3年間のコースを勧められ、総額60万円の契約をした。中途解約を申し出たら「1年間の契約期間を過ぎているので返金はない」と言われた。契約書には確かに契約期間は1年間と書かれていたが、手書きで「施術有効期間は3年間」とあり、中途解約も3年間可能だと思っていた。

(2) 交流サイト(Sns)の広告を見て、無料カウンセリングだけのつもりで脱毛サロンに行くと、すぐに個室に案内されコース契約の説明が始まった。断れる雰囲気ではなく、学生なら長期休みの間はアルバイトができるので大丈夫と説得され、1カ月1万円なら支払えない金額ではないと思い、約40万円のコースを4年払いのローンを組んで契約してしまった。



<アドバイス>

1、本当に今必要な契約か、長期間支払いを続けられるかを慎重に検討しましょう!!

(気軽さや安さを強調した広告やサイトを見て、実際に店舗に行くと、高額な契約に勧誘されるケースが増えています)

2、美容目的の施術に緊急性はありません。

(「割引は今日だけ」と急かされたり、強引に契約を迫られてもすぐに契約しないようにしましょう)

3、契約する時には有償期間・回数を書面で確認しましょう!!

(「通い放題」などと広告に書いてあって、中途解約できなくなるタイミングを確認しておきましょう)

4、分割払いの場合は手数料を含めた金額や支払期間を確認しましょう!!

(内容によっては、施術や契約の終了後も支払いが続く場合があります)

5、都度払いができる店やコースも検討しましょう!!

(長期の契約では機器が肌に合わない、事情が変わり通えなくなる、業者が倒産などの理由で施術を受けられなくなることもあります)

1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター(相談窓口)もしくは消費者ホットライン188へ電話!!